

重 要 事 項 説 明 書

(平成23年度)

庄内農業共済組合

この「説明書」は、各共済事業のご契約又は引受けに伴う重要事項のうち、契約又はご加入される皆さまに、あらかじめご承知いただきたい契約上、又は引受上の特に重要な事項を記載したものです。引受けの際、又は加入お申込みの際は、この説明書及び約款等をご確認下さい。

◎ 共通事項

1. ご契約は、別途定めている各共済事業ごとの加入申込書に、加入者が必要事項を記入、押印して庄内農業共済組合（以下「組合」といいます。）に申込み、組合がその申込みを受諾したときに成立します。ただし、農作物共済の水稲については35アール以上、麦については10アール以上の耕作者は、加入申込の有無に関わらず当然に共済関係が成立します。
 なお、加入申込書には、事実を正確にご記入下さい。記入内容が事実と異なるときには、契約の解除や共済金をお支払いできなくなる場合があります。
 加入申込書の提出後、記入内容の誤りに気付いたときは、速やかに組合にお知らせ下さい。
2. 農業共済制度は、行政庁の指導・監督のもと、組合・連合会・国の3段階による責任分担を行って広く危険分散を図るなど、共済金の確実な支払いができる仕組みをとっておりますが、組合の財務状況によっては、共済金等のお支払いする金額が削減されることがあります。
3. 加入している共済目的の譲渡があった場合は、譲受人が組合に対して2週間以内に必要な書面を添えて承諾の申請し、承諾を得ることでその共済関係を承継することができます。譲渡、相続その他の包括継承があった場合には必ず行って下さい。
4. 加入いただいた共済目的について、通常すべき管理、その他損害防止を怠らずに行って下さい。
5. 組合は、損害の防止又は損害の認定のため必要があるときは、共済目的のある土地又は工作物に立ち入り、必要な調査を行うことができます。
6. 共済事業ごとに共済事故の認定などに必要な様々な通知が必要です。遅滞なく組合にお知らせ下さい。
7. 全共済事業に共通して共済金の支払いができない損害として、次のものがあります。
 - ・戦争その他の変乱によって生じた損害
 - ・組合員又はその法定代理人の故意又は重大な過失によって生じた損害。ただし、組合員が損害賠償を目的に、他人の所有するものを共済に付した場合は「故意」によるものとします。
 - ・共済金の取得を目的とした組合員と同一の世帯に属する親族の故意によって生じた損害
8. 組合は、共済金を支払ったときは、共済事故による損害が生じたことにより組合員が取得する債権を代位します。
9. 共済金の適正な支払いを行うため、金融機関の登録をいただいております。金融機関を変更しようとするときは、速やかに、その旨を組合に連絡して下さい。

◎ 事業ごとの説明事項

1. 農作物共済(水稲、麦)

選択できる加入方式は以下のとおりです。

加入方式	内 容
一筆方式 (水稲・麦)	耕地ごとの減収量（その耕地の基準収穫量から収穫量を差し引いた数量）が、その耕地の基準収穫量に農家が選択した共済金支払開始損害割合（以下「支払開始割合」といいます）を乗じた数量を超えた場合に共済金を支払う方式
	支払開始割合 3割を選択・・・基準収穫量の7割を補償
	〃 4割を選択・・・ 〃 6割を補償
	〃 5割を選択・・・ 〃 5割を補償

半相殺方式 (水稲・麦)	農家の被害耕地に係る減収量の合計がその農家の基準収穫量（その農家の耕地ごとの基準収穫量の合計）に農家が選択した支払開始割合を乗じた数量を超えた場合に共済金を支払う方式 支払開始割合 2 割を選択・・・基準収穫量の 8 割を補償 〃 3 割を選択・・・〃 7 割を補償 〃 4 割を選択・・・〃 6 割を補償
全相殺方式 (水稲・麦)	農家ごとの減収量（その農家の基準収穫量から増収分も加味した収穫量を差し引いた数量）が、その農家の基準収穫量に農家が選択した支払開始割合を乗じた数量を超えた場合に共済金を支払う方式 支払開始割合 1 割を選択・・・基準収穫量の 9 割を補償 〃 2 割を選択・・・〃 8 割を補償 〃 3 割を選択・・・〃 7 割を補償
品質方式（水稲） 災害収入方式（麦）	品質を加味した農家の収穫量がその農家の基準収穫量を下回り、かつ、生産金額が基準生産金額に農家が選択した補償割合（9・8・7割）を乗じた金額に達しないときに共済金を支払う方式 補償割合 9 割を選択・・・生産金額が基準生産金額の 9 割を下回ったときに補償 〃 8 割を選択・・・〃 8 割 〃 〃 7 割を選択・・・〃 7 割 〃

※期日までに異動申告票の提出がない場合は、一筆方式、5割補償とします。

(1) 共済事故

共済責任期間中に発生した損害で補償の対象となる災害又は事故（以下「共済事故」といいます。）は次のとおりです。

風水害、干害、ひょう害、冷害、凍霜害、暖冬害、寒害、雪害、雨害湿潤害、冷湿害、土壌湿潤害、地震害、雷害、噴火の害、地すべりの害、その他気象上の原因による災害、火災、病害、虫害、鳥害、獣害、及び品質方式・災害収入方式は品質の低下を伴う生産金額の減少を含みます。

(2) 共済責任期間

本田移植期（水稲直播及び麦は発芽期）から収穫までです。ただし、収穫とは適期に刈取り、適期に圃場から搬出することです。

(3) 収穫量とする基準

縦目ぶるいが、水稲にあつては1.8mm以上の玄米、麦にあつては小麦が2.0mm以上の上麦、6条大麦にあつては1.8mm以上の上麦を基準として収穫量とします。

(4) 共済金額（補償金額）

- ①一筆方式 : 1kg当たり共済金額×耕地の基準収穫量×補償割合（7・6・5割）
- ②半相殺方式 : 1kg当たり共済金額×組合員の基準収穫量×補償割合（8・7・6割）
- ③全相殺方式 : 1kg当たり共済金額×組合員の基準収穫量×補償割合（9・8・7割）
- ④品質方式、災害収入方式：基準生産金額×補償割合（9・8・7割）

注）品質方式、災害収入方式については、上記の農家が選択した金額から組合が定める最低割合（6割）を乗じて求めた額の範囲内で申し出た金額となります。

注）1kg（単位）当たり共済金額は、過去の一定年間における平均価格を基に毎年、国から告示されます。原則として、最高額を採用しておりますが、組合員の申出により、選択が可能です。

注）基準生産金額は、過去5年間の出荷実績に基づく平均的な生産金額として農家単位に設定します。

(5) 共済掛金

共済掛金は共済金額に共済掛金率を乗じて得られた額です。

水稲の共済掛金率は組合員個別の金額被害率をもとに危険段階別に定められています。

共済掛金率は3年を基本として改定されます。

共済掛金に対して国庫負担があり、農家負担掛金の軽減が図られています。

(6) 共済金をお支払いできない場合

共済事故による損害でも、次の場合には共済金の全部又は一部につき、お支払いできません。

- ・ 損害防止の義務を怠ったとき
- ・ 損害防止の処置の指示に従わなかったとき
- ・ 共済事故発生通知義務を怠り、又は悪意若しくは重大な過失によって不実の通知をしたとき
- ・ 共済細目書の提出を怠り、又は悪意若しくは重大な過失によって共済細目書に不実の記載をしたとき
- ・ 提出した共済細目書に生じた変更の通知を怠り、又は悪意若しくは重大な過失によって不実の通知をしたとき
- ・ 正当な理由がないのに組合員負担共済掛金の払い込みを遅滞したとき

(7) 分割評価

肥培管理の粗放若しくは不行き届き又は病虫害防除の不適切、その他共済事故以外の原因による減収量は、分割減収量として支払対象から除いて取り扱います。

(8) 組合員の通知義務

共済事故が発生したとき、又は共済金の支払いの対象となる被害を受けたときは、直ちにその旨を組合にお知らせ下さい。また、収穫期において、共済金支払いの対象となるような被害を受けている場合は、改めて組合に損害通知をお願いします。収穫後の損害評価は行えませんが、収穫前に必ず連絡をお願いいたします。

(9) 共済金の一部を返還いただく場合（麦）

農業者戸別所得補償制度の申請者として高い単位当たり共済金額を選択し共済金を受領したあとで、本制度の申請者でなかったことが判明した場合は当組合から掛金の一部を返還し、お支払した共済金の一部を返還していただきます。

2. 家畜共済

家畜共済に加入している家畜の死亡、廃用による損失が発生したとき、又は疾病及び傷害が発生し治療を要したときに共済金を支払う事業です。

(1) 加入条件、引受方式及び契約の成立

① 加入条件

家畜共済には、牛、馬又は豚につき養畜の業務を営む者で、組合の区域内に住所を有するものが加入できます。ただし、農作物共済に加入している農家で、牛又は馬を飼養するものは、家畜共済に加入しなければならないこととされています。（義務加入）

家畜共済では、引受時点（共済責任期間開始時期）において、個体ごとに健康検査と個体の評価を行います。

② 引受方式（包括加入）

家畜の種類ごとに全頭加入することになっています。牛の胎児は、加入時にすべて母牛とともに加入となります。ただし、申し出により包括対象家畜の種類ごと及び共済掛金期間ごとに、子牛等を共済目的としないことができます。包括加入では、共済責任開始後、新しく導入された家畜又は加入資格月（日）齢に達した家畜は、自動的に加入することとなります。

※ 加入方式には上記の包括共済方式と対象家畜1頭ごとに加入する個別共済方式がありますが、個別共済方式は加入対象家畜を種雄牛及び種雄馬に限定しています。

肉豚の加入方式は次のとおりです。

特定肉豚 基準に達したものを農家単位ごとに1年間補償します。

一般肉豚 飼養区分ごとに出生後第8月の末日まで補償します。

（共済目的）

- ・ 牛 原則として出生後第4月の末日を経過したもの
- ・ 子牛等 子牛及び授精又は受精卵移植後240日に達する可能性のある胎児
- ・ 馬 出生した年の末日を経過したもの
- ・ 種豚 出生後第5月の末日を経過したもの
- ・ 肉豚 出生後第20日（その日に離乳していないときは離乳した日）を経過したもの

③ 契約の成立

家畜共済の契約は、加入者が別途定める家畜共済加入申込書に必要事項を記入、押印して組

合に申込み、組合がその申込みを受諾したときに成立します。また、継続加入の場合は、別に定める継続加入申込書に押印して組合に申込み、納入期限（2週間の猶予期間があります。）までに掛金を納入していただければ、共済関係が継続します。

なお、家畜共済では、責任期間内に飼養を中止しても解約はできません。

(2) 共済事故

① 死産事故

次の場合に共済金支払いの対象となります。

- ・加入家畜が死亡したとき（授精又は受精卵移植後240日以上の子の胎児の死亡を含む。）
- ・疾病又は不慮の傷害（第3号に掲げる疾病及び傷害を除く。）によって死にひんしたとき
- ・不慮の災厄によって救うことのできない状態に陥ったとき
- ・骨折、は行、両眼失明又は農林水産大臣が指定する疾病若しくは不慮の傷害であって、治癒の見込みのないものによって使用価値を失ったとき（第3号）
- ・盗難その他の理由によって行方不明となった場合において、その事実が明らかとなった日から30日を下らない範囲内において共済規程等で定める期間以上生死が分明でないとき
- ・乳牛の雌、種雄牛又は種雄馬が治癒の見込みのない生殖器の疾病又は傷害であって共済責任の始まった時以後に生じたことが明らかなものによって繁殖能力を失ったとき。ただし、10才を超えない牛で、原則として分娩後18ヵ月以上経過し、10ヵ月以上の治療経過を有するもの
- ・乳牛の雌が治癒の見込みのない泌乳器の疾病又は傷害であって共済責任の始まった時以後に生じたことが明らかなものによって泌乳能力を失ったことが泌乳期（当該家畜が現実に搾乳する期間）において明らかとなったとき。ただし、分娩後120日以降に発症し妊娠している場合は、妊娠しているか人工授精を行っていることが妊娠鑑定書又は人工授精証明書により明らかなこと
- ・牛が出生時において奇形又は不具であることにより、将来の使用価値がないことが明らかなとき

② 病傷事故（肉豚を除く）

加入家畜が病気やケガをしたとき、一定限度まで家畜共済で治療が受けられます。

③ 事故除外

包括共済では、一定の条件を満たせば、事故の一部を共済事故から除外して加入することができます。この場合、除外に見合う共済掛金が割引されます。

(3) 共済責任の開始と共済掛金期間

共済責任は、共済掛金の払込みを受けた日の翌日から開始されます。また、共済掛金期間は1年間です。（ただし、肉豚の特定包括共済関係を除く包括共済関係では出生後第8月の末日まで）

(4) 共済金額

共済価額（評価額）の3割から8割の範囲内で加入できます。（肉豚は5割から8割まで（付保割合））

共済価額とは、包括共済対象家畜の種類ごとの評価額の合計額（肉豚の特定包括共済関係を含む）です。ただし、肉豚の特定包括共済を除く包括共済関係においては、飼養区分ごとの肉豚の評価額の合計額

共済価額 × (3割～8割) = 共済金額

この共済金額は、共済掛金期間中飼養頭数が増えた場合や、死亡又は廃用により共済金額が減少した場合には、共済金額及び付保割合が減少しないように掛金を追加払いし、増額することができます。

なお、共済掛金期間の開始後に、共済価額が著しく減少したときは、新たな共済掛金期間の開始の時において、将来に向かって、共済金額の減額を請求することができます。

(5) 共済掛金

共済掛金は共済金額に共済掛金率を乗じて得られた額です。

多くの共済目的で共済掛金率は組合員個別の金額被害率をもとに危険段階別に定められています。共済掛金率は金額被害率をもとに3年を基本として改定されます。

共済掛金に対して牛・馬は5割、豚は4割の国庫負担があり、農家負担掛金の軽減が図られています。

(6) 共済金

共済事故が発生した場合、組合に連絡しなければなりません。連絡が遅れた場合、共済金の減額払い若しくは支払われないこともあります。また、受診時及び組合が行う死産事故の確認時には原則として立ち合ってください。なお、診療を受けたときは獣医師から診療種別等通知書の交付を受け、3年間保存して下さい。

① 死産事故

支払共済金の額＝〔事故家畜（胎児）の価額－廃用家畜の評価額又は肉皮等残存物価額、補償金等〕
×共済金額／共済価額

- ・廃用家畜の評価額及び肉皮等残存物価額は、別に算出される基準額を下限として認定されます。ただし、いずれも事故家畜の1/2を限度として計算します。
- ・補償金等には、互助金、国からの手当金が含まれます。
- ・火災、伝染性の疾病、風水害、気象上の災害（地震及び噴火を含む。以下「特定事故」という。）以外の事故については、支払限度額までの支払いとなります。なお、支払限度額については支払限度額の適用除外基準が設けられており、過去3年間の平均被害率（肉牛にあっては、最大位の被害率を除く2カ年の平均被害率）が基準を下回る場合に適用されません。また共済掛金期間開始後最初に発生した特定事故以外の事故で支払限度を超えた場合等は支払限度額の大小にかかわらず、その適用を受けません。

② 病傷事故

共済金＝10円×B種総点数

- ・対象家畜ごとに定めた給付限度額の範囲内で、初診料を除き病傷給付基準に基づき、疾病及び傷害の診療費を給付します。

(7) 共済金をお支払いできない場合

- ① 通常すべき飼養管理、その他損害防止を怠った場合及び損害防止処置について組合の指示に従わなかった場合
- ② 加入申込みの際に、重大な過失等によって不実の通知をした場合（すでに疾病にかかっていたり、傷害を受けているにもかかわらずこれを通知しない場合等）
- ③ 正当な理由がないのに、払込期日までに掛金の払込みがなされなかった場合
- ④ 被害発生時に組合への通知を怠り、また、重大な過失等によって不実の通知をした場合
- ⑤ 新規引受家畜及び追加引受家畜においては、当該共済事故の原因が、共済責任の始まった後に生じたことが明らかでない限り、共済責任の始まった日から2週間を待期間とし、その間に生じた共済事故については、共済金の請求はできません。

(8) 免責（死産事故）

組合員が、その責任において当然なすべき損害防止措置を怠って発生した死産事故等に対しては、免責が適用され、共済金の支払額が減額されます。

- ① 損害発生通知義務に対する違反 重大な過失：50%、事故発生後一両日を経過：20%
- ② 飼養管理、飼料給与などの損害防止義務に対する違反 50%
- ③ 損害防止処置の指示に従わずに発生した事故 20%
- ④ 継続した改善指示にもかかわらず明確な改善が見られず発生した事故 50%
- ⑤ 共済目的の異動による共済価額の減少を通知しなかった場合、正しく通知が行われたとして計算した額と通知がなかったものとして計算した額の差額は免責

(9) 免責（病傷事故）

組合員が、病傷事故の発生通知及び請求（病傷事故診断書）の遅延した場合には、免責が適用され、共済金の支払額が減額されます。

(10) 異動通知

包括共済関係にある農家が、新たに牛、馬、豚を導入して頭数が増えたり出生した場合、又は飼養しなくなったときは組合に連絡しなければなりません。（組合に連絡がない場合は共済金の支払いができません。）

(11) 告知義務による解除

加入の申込みに当たっては、損害の発生の可能性に関する重要な事項について組合が求めたものに事実の告知が必要です。告知をしなかったり、又は不実の告知をした場合には共済関係を解

除する場合があります。当該解除権は解除の原因を知ったときから1ヵ月間行使しないとき、又は申込み承諾の時から6ヵ月を経過したときは、消滅します。

なお、加入申込みの承諾の当時に組合が事実の告知をせず又は不実の告知の事実を知り、又は過失によって知らなかったとき、組合のために共済関係の成立のための行為の媒介を行うことができる者（組合のために共済関係の成立のための行為の代理を行うことができる者を除く。以下「共済媒介者」という。）が事実の告知を妨げたとき、又は共済媒介者が組合員に対し事実の告知又は不実の告知を勧めたときは、解除はできません。

(12) 重大事由による解除

次の事由がある場合には、共済関係を解除する場合があります。

- ① 共済金の給付を目的として損害を生じさせ、又は生じさせようとしたとき
- ② 共済金の給付の請求について詐欺を行い、又は行おうとしたとき
- ③ 組合の組合員に対する信頼を損ない、共済関係の存続を困難とする重大な事由が生じたとき

(13) 解除の効力

解除は将来に向ってのみ効力を有しますが、重大事由による解除の場合は解除までに発生した共済事故による損害を、告知義務による解除の場合はその事由が生じたときから解除までに発生した共済事故による損害を、組合がてん補する責任は負いません。

(14) 他人の家畜を家畜共済に付した場合

他人の家畜を飼養する者が、損害賠償を目的に家畜共済に付したときは、損害賠償請求権を有する所有者が共済金を請求する権利について先取特権を有します。債務の弁済又は所有者の承諾があれば、決められた範囲内で直接請求ができます。この場合、損害賠償請求権を有する所有者への譲り渡し、又は当該損害賠償請求権に関する差し押さえができます。

3. 果樹共済

果樹共済に加入している果樹の果実に減収と品質の低下が発生したとき、又は樹体に損害が発生したときに共済金を支払う事業です。当組合ではりんご、ぶどう、なし、かきの4樹種が加入できます。

(1) 果樹共済の種類及び共済目的の種類

① 収穫共済

果樹共済の種類等		共済事故	内 容	加入条件
半相殺農家 単位方式 （農家単位 で被害樹園 地の減収分 のみによる 損害を把握 する方式）	減 収 総 合 方 式	一般方式 風水害、干害、 寒害、雪害、そ の他気象上の原 因による災害、 火災、病虫害及 び鳥獣害による 果実の減収	<ul style="list-style-type: none"> ・ 責任期間…花芽の形成期から翌年の収穫まで。 ・ 被害樹園地の減収量（その樹園地の基準収穫量から収穫量を差し引いた数量）の合計がその農家の基準収穫量（その農家の樹園地ごとの基準収穫量の合計）の3割を超えるとときに共済金を支払います。（類ごとに共済金を算定。以下同じ） 	類区分ごとに5a以上栽培している農家が加入できます。 加入資格のあるすべての園地について加入が必要です。
樹園地単位 方式 （被害樹園 地ごとに損 害を把握す る方式）			短縮方式	

果樹共済の種類等		共済事故	内 容	加入条件	
半相殺農家 単位方式 (農家単位 で被害樹園 地の減収分 にみによる 損害を把握 する方式) 樹園地単位 方式 (被害樹園 地ごとに損 害を把握す る方式)	特定 危険 方式	減収暴風 雨方式	最大風速 13.9 $\frac{m}{s}$ /秒以上または最 大瞬間風速 20.0 $\frac{m}{s}$ /秒以上の暴風 雨による果実の 減収	<ul style="list-style-type: none"> 責任期間…発芽期からその年の収穫まで 特定された共済事故による被害樹園地ごとの減収量の合計が、その農家の基準収穫量の2割を超えるときに共済金を支払います。 ※樹園地単位方式は、樹園地ごとに果実の減収量が3割を超えるときに共済金を支払います。	樹種ごとに20a(おうとうは10a)以上栽培し、当該果樹について責任期間前5年間にわたり引き続き栽培の経験を有すること 加入資格のあるすべての園地について加入が必要です。
		減収ひよ う害方式	降ひょうによる 果実の減収		
		減収凍霜 害方式	凍傷または降霜 による果実の減 収		
		減収暴風 雨・ひよ う害方式	暴風雨または降 ひょうによる果 実の減収		
		減収暴風 雨・ひよ う害・凍 霜害方式	暴風雨、降ひよ う、凍傷または 降霜による果実 の減収		
全相殺農家 単位方式 (農家単位で増 収分と減収分と を相殺して損害 を把握する方 式)	減収総合 方式	一般方式と同じ	<ul style="list-style-type: none"> 責任期間…花芽の形成期から翌年の収穫まで 減収量(その農家の基準収穫量から収穫量を差し引いた数量)が、その農家の基準収穫量の2割を超えるときに共済金を支払います。 	J A等に概ね全量出荷し、収量、価格に関する過去5年間の出荷資料を提出できること	
災害収入共済方式		一般方式と同じ 災害による果実 の減収と品質の 低下を伴う生産 金額の減少	<ul style="list-style-type: none"> 責任期間…花芽の形成期から翌年の収穫まで 減収または品質の低下がある場合において、その農家の生産金額が基準生産金額の8割(共済限度額)に達しないときに共済金を支払います。 	J A等に概ね全量出荷し、収量、価格に関する過去5年間の出荷資料を提出できること	

注) 類区分とは、果樹の品種、栽培方法等に応じて農林水産大臣が定めます。本県では主に収穫時期(早生、中生、晩生等)で区分されています。さらに、果実の単位当たり価額により細区分しています。

注) 樹園地単位方式とは、被害樹園地ごとに損害を把握し共済金を算定する方式です。引受方式、共済事故、加入条件は半相殺農家単位方式と同じですが、最高補償割合が異なるため支払共済金に違いが生じます。引受方式別の補償割合等は以下のとおりです。

引 受 方 式	最低補償割合	最高補償割合
半相殺農家単位減収総合方式(一般・短縮)	40%	70%
樹園地単位減収総合(一般・短縮)	40%	60%
半相殺農家単位特定危険方式	40%	80%
樹園地単位特定危険方式	40%	70%
全相殺方式	40%	70%
災害収入共済方式	40%	80%

②樹体共済

共済事故	内 容	加入条件
風水害、干害、寒害、雪害、その他 気象上の原因による災害、火災、病 虫害及び鳥獣害による樹体の枯死、 流失、滅失、埋没及び損傷	損害の額が共済価額の1割又は10 万円のいずれか小さい方の額を超え るときに共済金を支払います。 責任期間は花芽の形成期から1年間 となります。	類区分ごとに5 a以上栽培して いること

(2) 収穫量とする基準

- ◇りんご さび等の被害が甚だしくないもの、腐敗・変質がないもの、打傷等が果面全
体の半分に満たないもの
- ◇ぶどう 腐敗、変質粒、又は未熟粒でないもの
- ◇な し さび等の被害が甚だしくないもの、果汁がにじみ出ていないもの、腐敗・変
質がないもの、打傷等が果面全体の半分に満たないもの
- ◇か き 果皮の裂傷が甚だしくないもの、傷害等が果肉まで影響していないもの

(3) 共済金額

ア 半相殺農家単位方式、樹園地単位方式、全相殺方式

共済目的の種類等（＝類区分）ごとに、果実の単位（1kg）当たり価額に標準収穫量を乗じて得た金額（以下「標準収穫金額」）に、引受方式ごとに加入者が申し出た補償割合を乗じて得た金額となります。

なお、果実の単位当たり価額は、細区分ごとに農林水産大臣の告示額により決定します。

イ 災害収入共済方式

共済目的の種類ごとの基準生産金額に、加入者が申し出た補償割合を乗じて得た金額となります。

ウ 樹体共済

樹体共済価額に加入者が申し出た補償割合を乗じて得た金額となります。

共済金額の基礎となる標準収穫量、基準生産金額及び樹体共済の共済価額は、次の手順により算定し、組合が決定しています。

①半相殺農家単位方式・樹園地単位方式

果樹は永年作物の特性から、成長に応じて収穫量が増大し、盛果期を過ぎると次第に減退していくものであることから、組合が作成した樹齢別に10アール当たり及び1本当たりの標準収量表を基に、次の事項を参酌して標準収穫量を決定しています。

- ・当該樹園地の立地条件、肥培管理状況、損害評価実績
- ・当該樹園地の細区分ごとに高接ぎ、樹体の損傷等があった場合には、台木の樹齢、高接ぎの方法、高接ぎ後の経過年数、樹体の損傷程度、損傷後の経過年数等

ただし、特定危険方式の申込者についての当該樹園地の当該細区分等に係る標準収穫量は、花芽の形成期から発芽期までの期間内（共済責任期間開始前）において、果実の減収をもたらすと見込まれる被害が発生していると認められる場合は、当該期間内に被害がなかった値を1とし、この1から当該樹園地における現地調査により算定した期間内における被害割合を差し引いて得た割合を乗じて得た値としています。

②全相殺方式

全相殺方式については、組合が細区分等ごと及び申込者ごとに、最近5カ年の出荷数量を基に算出した、平均10アール当たり収穫量と10アール当たり収穫量伸び率、及び細区分等に係る引受面積等から標準収穫量を決定します。

③災害収入共済方式

災害収入共済方式の基準生産金額は、最近5カ年の出荷数量及び価格に関する資料から算出した各年の平均10アール当たり生産金額の中庸3カ年の平均10アール当たり生産金額に引受面積を乗じて、共済目的の種類ごと及び申込者ごとに基準生産金額を決定します。

④樹体共済

樹体共済は、細区分等及び樹齢区分別の果樹ごとの標準収穫量に、細区分に係る果実の単位当たり価額を乗じ、これに細区分及び樹齢区分ごとに設定されている換算係数を乗じて共済価

額を決めています。

(4) 基準収穫量の設定

基準収穫量とは、被害があったとき損害評価の基準となるもので、組合が加入者の樹園地ごとに定める基準収穫量は、次の方法により定めています。

① 半相殺農家単位方式及び樹園地単位方式の減収総合方式

共済責任期間の開始後当該年産の果実に係る開花期までに、共済目的の種類等の細区分ごと、引受の対象となった樹園地ごとに、園地条件、栽培管理及び隔年結果の状況を調査の上、損害評価実績を勘案して標準収穫量を調整して定めます。

② 半相殺農家単位方式及び樹園地単位方式の特定危険方式

摘果終了時後、速やかに、すべての加入者の全樹園地について、着果数を調査します。この着果数と、標準収穫量を共済目的の種類等の細区分ごとの平均果実重（代表的な集出荷施設の最近2年間の出荷実績等から算出したもの）で除して得た数量とのいずれか大きい数を着果数とし、この着果数に共済目的の種類等の細区分ごとの平均果実重を乗じて定めます。

③ 全相殺方式

細区分等ごと、加入者ごとに、農業協同組合等の協力を得て、前年産の出荷資料から当年産の10アール当たりの収穫量を算出し、最近6年間の10アール当たり収穫量と比較検討し決定します。

④ 災害収入共済方式

過去一定年間の果実の収穫量に一定年間の果実の品質に応じた調整を加えて得た数量です。

(5) 共済掛金

共済掛金は共済金額に共済掛金率を乗じて得られた額です。

共済掛金率は「なし」及び「かき」の収穫共済については組合員個別の金額被害率をもとに危険段階別に定められています。

共済掛金に対して5割の国庫負担があり、農家負担掛金の軽減が図られています。

共済関係の成立後に、共済事故となる損害の発生の可能性が著しく減少したときは、将来に向けて、相当する共済掛金の減額を請求することができます。

(6) 共済金をお支払いできない場合

共済責任期間中に発生した共済事故による損害であっても、次のような場合には、共済金をお支払いできないことがあります。

① 加入者が損害防止の義務を怠ったとき

② 加入者が損害防止義務の指示に従わなかったとき

③ 加入者が損害発生の通知を怠り、故意・重大な過失によって事実と反する通知をしたとき

④ 加入者が加入申し込みの際、加入申込書に記入する事項について、悪意又は重大な過失によってこれを通知せず、又は不実の通知をしたとき

⑤ 加入者が、加入している果樹を譲渡し、伐倒し、若しくは高接ぎしたとき又は細区分に影響する栽培方法の変更をしたことについての通知を怠り、又は悪意若しくは重大な過失によって不実の通知をしたとき

⑥ 加入者が、加入した細区分に係る栽培方法をその細区分に係る栽培方法以外のものに変更した場合、その変更の結果通常生ずるべき損失の額

⑦ 加入者が植物防疫法の規定に違反したとき

⑧ 共済事故発生の際の調査を妨害したとき

(7) 分割評価

肥培管理の粗放若しくは不行き届き又は病虫害防除の不適切、その他共済事故以外の原因による減収量は、分割減収量として支払対象から除いて取り扱います。

(8) 共済責任期間中の通知義務

共済期間中に加入申込みのときと異なる次のような事実が発生した場合には、速やかに組合に連絡願います。加入者がこの義務を怠ったときは、共済金をお支払いできない場合や契約を解除・失効しなければならない場合もあります。

① 加入した果樹を譲渡し、伐倒し、若しくは高接ぎしたとき

② 加入した果樹についての栽培方法を加入した細区分に適用されるものに係る栽培方法以外のもの

のへ変更したとき

(9) 損害発生のお知らせ

加入した果樹に損害が発生したときは、遅滞なく組合に事故発生のお知らせをお願いいたします。

(10) 損害防止の義務

加入者は、加入した果樹について、通常の管理、損害防止を行うとともに、事故が発生したときは、その防止、軽減に努めてください。これらの努めを怠ったときは、損害の額から防止・軽減できたと認められた額を差し引くことがあります。また、必要な処置について組合から指示することがあります。

(11) 告知義務による解除

加入の申込みに当たっては、損害の発生の可能性に関する重要な事項について組合が求めたものに事実の告知が必要です。告知をしなかったり、不実の告知をした場合には共済関係を解除する場合があります。当該解除権は解除の原因を知ったときから1ヵ月間行使しないとき、又は申込み承諾のときから6ヵ月を経過したときは消滅します。

なお、加入申込みの承諾の当時に組合が事実の告知をせず又は不実の告知の事実を知り、又は過失によって知らなかったとき、組合のために共済関係の成立のための行為の媒介を行うことができる者が事実の告知を妨げたとき、又は共済媒介者が組合員に対し事実の告知又は不実の告知を勧めたときは、解除はできません。

(12) 共済掛金不払の場合の共済関係の解除

正当な理由がなく組合が指定する払込期日までに共済掛金の払い込みが遅滞したときは、共済関係を解除します。

(13) 重大事由による解除

次の事由がある場合には、共済関係を解除する場合があります。

- ① 共済金の給付を目的として損害を生じさせ、又は生じさせようとしたとき
- ② 共済金の給付の請求について詐欺を行い、又は行おうとしたとき
- ③ 組合の組合員に対する信頼を損ない、共済関係の存続を困難とする重大な事由が生じたとき

(14) 解除の効力

解除は将来に向ってのみ効力を有しますが、重大事由による解除の場合は解除までに発生した共済事故による損害を、告知義務による解除の場合はその事由が生じたときから解除までに発生した共済事故による損害を、組合がてん補する責任は負いません。

4. 畑作物共済（大豆、そば、蚕繭）

大豆共済は、災害による減収量が、農家ごとの基準収穫量の20%（半相殺方式）又は10%（全相殺方式）を超えた部分に共済金を支払う事業です。そば共済は、災害による減収量が、農家ごとの基準収穫量の20%（全相殺方式）を超えた部分に共済金を支払う事業です。また蚕繭共済は、災害による減収量が、農家ごとの基準収繭量の20%を超えた部分に共済金を支払う事業です。

(1) 共済事故

○大豆、そば

風水害、干害、冷害、ひょう害、凍霜害、寒害、雪害、雨害湿潤害、冷湿害、土壌湿潤害、地震の害、噴火の害、地すべりの害、その他気象上の原因による災害、火災、病害、虫害、鳥害、獣害

○蚕繭（蚕児）

風水害・地震による災害、噴火による災害、火災、病害、虫害、鳥害、獣害

○蚕繭（桑葉）

風水害、干害、冷害、ひょう害、雪害、雨害湿潤害、冷害、冷湿害、地震による災害、噴火による災害、雷害、その他気象上の原因による災害、火災、病害、虫害、獣害

(2) 共済責任期間

○大豆、そば

発芽期（移植をする場合は移植期）から収穫までです。ただし、収穫とは適期に刈取り、適期に圃場から搬出することです。

○蚕繭

桑の発芽期（春蚕繭は桑の発芽期前の12月1日）から収繭までです。

(3) 収穫量とする基準

- 大豆 農産物規格規程（平成13年農林水産省告示第244号）第1の7の(3)のハに規定する特定加工用大豆の品位以上であるもの
- そば 食料そばとして市場等に出荷できる品位に該当するもの
- 蚕繭 出荷できる品位に該当するもの

(4) 共済金額

基準収穫（繭）量に共済規程で定めた方式ごとの割合を乗じ、さらに単位当たりの共済金額を乗じて得た金額です。

注）1kg（単位）当たり共済金額は、過去の一定年間における平均価格を基に毎年、国から告示されます。原則として、最高額を採用しておりますが、組合員の申出により、選択が可能です。

(5) 共済掛金

共済掛金は共済金額に共済掛金率を乗じて得られた額です。

共済掛金率は金額被害率をもとに3年を基本に改定されます。

共済掛金に対して大豆・そばでは55%、蚕繭では50%の国庫負担があり農家負担掛金の軽減が図られています。

(6) 共済金をお支払いできない場合

共済事故による損害でも、次の場合には、共済金の全部又は一部につきお支払いできません。

- ・損害防止の義務を怠ったとき
- ・損害防止の処置の指示に従わなかったとき
- ・共済事故発生通知義務を怠り、又は悪意若しくは重大な過失によって不実の通知をしたとき

(7) 分割評価

肥培管理の粗放若しくは不行き届き又は病虫害防除の不適切、その他共済事故以外の原因による減収量は、分割減収量として支払対象から除いて取り扱います。

(8) 共済金の一部を返還いただく場合（大豆）

農業者戸別所得補償制度の申請者として高い単位当たり共済金額を選択し共済金を受領したあとで、本制度の申請者でなかったことが判明した場合は当組合から掛金の一部を返還し、お支払した共済金の一部を返還していただきます。

(9) 告知義務による解除

加入の申込みに当たっては、損害の発生の可能性に関する重要な事項について組合が求めたものに事実の告知が必要です。告知をしなかったり、不実の告知をした場合には共済関係を解除する場合があります。当該解除権は解除の原因を知ったときから1ヵ月間行使しないとき、又は申込み承諾の時から6ヵ月を経過したときは、消滅します。

なお、加入申込みの承諾の当時に組合が事実の告知をせず又は不実の告知の事実を知り、又は過失によって知らなかったとき、組合のために共済関係の成立のための行為の媒介を行うことができる者が事実の告知を妨げたとき、又は共済媒介者が組合員に対し事実の告知又は不実の告知を勧めたときは、解除はできません。

(10) 共済掛金不払の場合の共済関係の解除

正当な理由がなく組合が指定する払込期日までに共済掛金の払い込みが遅滞したときは、共済関係を解除します。

(11) 重大事由による解除

次の事由がある場合には、共済関係を解除する場合があります。

- ① 共済金の給付を目的として損害を生じさせ、又は生じさせようとしたとき
- ② 共済金の給付の請求について詐欺を行い、又は行おうとしたとき
- ③ 組合の組合員に対する信頼を損ない、共済関係の存続を困難とする重大な事由が生じたとき

(12) 解除の効力

解除は将来に向ってのみ効力を有しますが、重大事由による解除の場合は解除までに発生した共済事故による損害を、告知義務による解除の場合はその事由が生じたときから解除までに発生した共済事故による損害を、組合がてん補する責任は負いません。

5. 園芸施設共済

園芸施設共済に加入している特定園芸施設、附属施設、又は施設内農作物に損害が発生したときに共済金を支払う事業です。

(1) 共済事故

共済責任期間中に発生した損害で補償の対象としている事故は、次のとおりとなります。

- ① 風水害、ひょう害、雪害その他気象上の原因（地震及び噴火を含む。）による災害
- ② 火災
- ③ 破裂及び爆発
- ④ 航空機の墜落及び接触並びに航空機からの物体の落下
- ⑤ 車両及びその積載物の衝突及び接触
- ⑥ 病虫害
- ⑦ 鳥獣害

(2) 共済責任期間の開始日及び共済責任期間

共済責任期間の開始日は、共済掛金の払込みを受けた日の翌日からとなります。ただし、継続加入の場合は、従前の共済責任期間の終了する日の1ヵ月前から終了する日の前日までの間に共済掛金の払込みを受けたときは、当該共済責任期間の終了する日の翌日からとなります。

また、契約に基づいて補償する期間は、共済責任開始から、原則1年間です。しかし、設置期間又は被覆期間が周年でない等の理由により、加入者が2ヵ月以上1年を超えない共済責任期間を申し出た場合は、その期間となります。この場合、掛金は共済責任期間の月数に応じて算定した額となります。

(3) 共済金額

共済金額は、加入申込みのときに加入される特定園芸施設等（附属施設、施設内農作物又は特定園芸施設撤去費用を含む。以下「特定園芸施設等」といいます。）ごとに、共済価額に100分の50を乗じて得た金額を下らず100分の80を超えない範囲内において、加入者が申し出た金額です。

共済金額の基礎となる特定園芸施設の共済価額、附属施設の共済価額及び施設内農作物の共済価額、特定園芸施設撤去費用の共済価額は、「園芸施設共済評価要領」により、次のように算定し、組合が決定します。

なお、再建築価額は、「園芸施設共済評価要領」により、あらかじめ全国共通の標準額を定めています。

（注）特定園芸施設撤去費用は、ガラス室Ⅰ類、Ⅱ類、プラスチックハウスⅢ類、Ⅳ類甲、Ⅳ類乙、Ⅴ類、Ⅵ類（骨格の主要部分がプラスチックハウスⅢ類、Ⅳ類甲、Ⅳ類乙の区分に類するものに限る。）で別途申込みが必要です。

① 特定園芸施設の共済価額の算定

ガラス室の共済価額＝再建築価額×時価現有率

プラスチックハウスの共済価額＝本体の再建築価額×時価現有率

＋プラスチックフィルム等の再取得価額×被覆経過割合

プラスチックフィルム等の再取得価額＝プラスチックフィルム等の標準価格×被覆面積

② 附属施設の共済価額の算定

附属施設の共済価額＝再取得価額×時価現有率

③ 施設内農作物の共済価額の算定

施設内農作物の共済価額＝当該施設内農作物が栽培されている特定園芸施設

の再建築価額×作物区分ごとの施設内農作物価額算定率

（注）・再建築価額はプラスチックハウスにあつては、プラスチックフィルム等の再取得価額を含めたものとします。

・施設内農作物価額算定率は施設内農作物の生産費を勘案して、果菜類、葉菜類、花き類の3段階に設定されています。

④ 特定園芸施設撤去費用の共済価額の算定

引受面積×単位当たり撤去費用

(4) 共済掛金

共済掛金は共済金額に共済掛金率を乗じて得られた額です。

プラスチックハウスⅡ類の共済目的ごとの共済掛金率は組合員個別の金額被害率をもとに危険段階別に定められています。

共済掛金率は金額被害率をもとに3年を基本に改定されます。

共済掛金に対して5割の国庫負担があり、農家負担掛金の軽減が図られています。

(5) 共済金の支払額

園芸施設共済に加入した特定園芸施設等が、共済事故によって損害を被ったときには、その損害の額が3万円（共済価額の10分の1に相当する金額が3万円に満たないときは、共済価額の10分の1に相当する金額）を超える場合に、その都度、共済金をお支払いいたします。共済金の支払額は、次式により算出される金額となります。

・ 共済金の支払額＝損害額×（共済金額/共済価額）

損害額＝被害額－（残存物価額＋賠償金等）

被害額＝特定園芸施設の共済価額×損害割合＋附帯施設の共済価額

×損害割合＋施設内農作物の共済価額×損害割合×（1－分割割合）

なお、損害額が共済価額を著しく超えていることを組合が証明した場合は、共済価額を損害額とします。

・ 特定園芸施設撤去費用に係る共済金は、次式により算出した額となります。

特定園芸施設撤去費用に係る共済金相当額×特定園芸施設本体の損害割合

また、施設内農作物の病虫害は加入者の方が共済目的について、施設の管理、病虫害防除、土壌、肥培管理等の通常すべき管理その他損害防止がなされていたにもかかわらず、不可抗力的に発生した病虫害のみを共済金の支払い対象とし、通常すべき管理等がなされないことによって発生した病虫害は、基準を定めた分割評価により、損害額からその部分を除外して共済金の算定を行うこととなります。

(6) 共済金の一部又は全額お支払いできない場合

共済責任期間中に発生した共済事故による損害であっても、次のような場合には、共済金の一部又は全額お支払いできないことがあります。

- ① 加入者の故意・重大な過失・法令違反による損害
- ② 加入した特定園芸施設等が本来持っている性質・欠陥による損害
- ③ 加入者が損害発生の通知を怠り、故意・重大な過失によって事実と反する通知をしたとき
- ④ 戦争・革命・内乱及び暴動等による損害
- ⑤ 核燃料物質の放射性・爆発性等による損害
- ⑥ 加入者が損害防止義務の指示に従わなかったとき、又は通常すべき管理その他損害防止の義務を怠ったとき
- ⑦ 損害調査等に必要な書類を偽造・変造したとき
- ⑧ 共済事故発生の際の調査を妨害したとき

(7) 支払責任のない損害

自然の消耗によって生じた被覆物の損害について、支払う責めに任じません。

(8) 共済責任期間中の通知義務

共済責任期間中に加入申込みのときと異なる次のような事実が発生した場合には、速やかに組合に連絡願います。加入者がこの義務を怠ったとき、共済金をお支払いできない場合や契約を解除・失効しなければならない場合もあります。

- ① 加入した特定園芸施設等を譲渡、移転、解体、増築若しくは改築したとき
- ② 加入した特定園芸施設等の構造若しくは材質を変更したとき
- ③ 加入した特定園芸施設等が共済事故以外の事由により破損若しくは滅失したとき
- ④ 加入した特定園芸施設等を他の保険若しくは共済に付したとき
- ⑤ 施設内農作物の種類若しくは栽培期間を変更したとき

- ⑥ 加入した施設内農作物が発芽したとき又は加入した施設内農作物を移植したとき
- (9) 事故発生のお知らせ
加入した特定園芸施設等に共済事故が発生したときは、遅滞なく組合に事故発生のお知らせをお願いいたします。
- (10) 損害防止の義務
加入者は、加入した特定園芸施設等について、通常の管理、損害防止を行うとともに、事故が発生したときは、その防止、軽減に努めて下さい。これらの努めを怠ったときは、損害の額から防止・軽減できたと認められた額を差し引くことがあります。また、必要な処置について組合から指示することがあります。
- (11) 告知義務違反による解除
加入の申込みに当たっては、損害の発生の可能性に関する重要な事項について組合が求めたものに事実の告知が必要です。告知をしなかったり、不実の告知をした場合には共済関係を解除する場合があります。当該解除権は解除の原因を知ったときから1ヵ月間行使しないとき、又は申込み承諾のときから6ヵ月を経過したときは、消滅します。
なお、加入申込みの承諾の当時に組合が事実の告知をせず又は不実の告知の事実を知り、又は過失によって知らなかったとき、組合のために共済関係の成立のための行為の媒介を行うことができる者が事実の告知を妨げたとき、又は共済媒介者が組合員に対し事実の告知又は不実の告知を勧めたときは、解除はできません。
- (12) 重大事由による解除
次の事由がある場合には、共済関係を解除する場合があります。
① 共済金の給付を目的として損害を生じさせ、又は生じさせようとしたとき
② 共済金の給付の請求について詐欺を行い、又は行おうとしたとき
③ 組合の組合員に対する信頼を損ない、共済関係の存続を困難とする重大な事由が生じたとき
- (13) 解除の効力
解除は将来に向ってのみ効力を有しますが、重大事由による解除の場合は解除までに発生した共済事故による損害を、告知義務による解除の場合はその事由が生じたときから解除までに発生した共済事故による損害を、組合がてん補する責任を負いません。
- (14) 他人の所有する特定園芸施設又は附帯施設を園芸施設共済に付した場合
他人の所有する特定園芸施設又は附帯施設を管理する者が、損害賠償を目的に特定園芸施設又は附帯施設を園芸施設共済に付したときは、損害賠償請求権を有する所有者が共済金を請求する権利について先取特権を有します。債務の弁済又は所有者の承諾があれば、決められた範囲内で直接請求ができます。この場合、損害賠償請求権を有する所有者への譲り渡し、又は当該損害賠償請求権に関する差し押さえができます。

6. 建物共済

建物共済に加入している建物、家具類に共済事故が発生し、損失が出たときに共済金を支払う事業です。

- (1) 共済事故
- ① 建物火災共済
火災、落雷、破裂又は爆発、建物の外部からの物体（雨、雪、ひょう、あられ、砂じんその他これらに類するものは除きます。）の落下、飛来、衝突又は倒壊（自然災害による損害を除きます。）、給排水設備に生じた事故等による水濡れ（自然災害による損害は除きます。）、盗難によって生じたき損・汚損、騒乱等による破壊行為、前記事故の際における消防又は避難に必要な処置による損害（これらを総称して「火災等の事故」といいます。以下同じ。）
- ② 建物総合共済
・建物火災共済に掲げる火災等の事故
・台風、暴風雨、洪水等による風水害、降雪・雪崩等の雪害、土砂崩れ、崖崩れ、地滑り、その他これらの事故に類する自然現象による損害（これらを総称して「自然災害」といいます。以下同じ。）
・地震、噴火、津波（以下「地震等の事故」といいます。）
- (2) 共済責任期間の開始及び共済責任期間

共済責任期間は、組合が加入者から共済掛金等の払込みを受けた日（共済関係成立時の書面にこれと異なる共済責任期間の開始日が記載されているときはその日）の午後4時から始まりその共済責任期間は1年です。ただし、共済責任期間の始期を統一する必要があるときは、1年未満とすることができます。この場合の共済掛金は、共済責任期間の月数に係数を乗じて得た額となります。

(3) 共済金額

共済金額は、加入申込みのときに加入される方が建物1棟ごとに申し出た金額ですが、その上限は建物火災共済が6,000万円（用途によって共済金額に制限が設けられているものがあります。）、建物総合共済が2,000万円です。ただし、火災共済と総合共済に加入の場合は、合計で6,500万円です。

なお、共済関係の成立時に共済金額がその共済価額を超えている場合には、善意でかつ重大な過失がなかったときは、その超過部分について、当該共済関係を取り消すことができます。また、共済関係の成立後に共済価額が著しく減少したときは、組合に対して、将来に向けて、共済金額の減額を請求することができます。

(4) 共済掛金等

共済掛金等は共済金額に共済掛金率等を乗じて得られた額で、加入申込みの承諾の通知に記載された払込期限までに組合に払い込んで下さい。

なお、共済関係の成立後に、てん補する損害の発生の可能性が著しく減少したときは、組合に対して、将来に向けて、共済掛金について、減額を請求することができます。また、共済関係の成立後に共済価額が著しく減少したときは、組合に対して、将来に向けて、その減少後の共済金額に対応する共済掛金に至るまでの減額を請求することができます。

(5) 共済金の支払額

建物共済に加入した建物等が、共済事故によって損害を被ったときには、次の共済金をお支払いします。

特段の断りを付記していない共済金については、建物火災共済、建物総合共済のいずれかの加入の場合でもお支払いします。なお、請求に必要となる書類の作成費用については、加入者負担となります。

① 損害共済金

火災等の事故による損害・自然災害による損害（建物総合共済加入の場合）・地震等の事故による損害（建物総合共済加入の場合）に対してお支払いする共済金です。

支払う損害共済金の額は共済金額を限度として、共済金額の建物の評価額に対する割合で算定されます。

なお、地震等の事故に係る損害共済金の算定にあたっては、共済金額に一律30%を乗じることになっています。

組合との間にあらかじめ共済価額を定めたときは、てん補すべき損害額とします。ただし、あらかじめ定めた共済価額が共済価額を著しく超えていることを組合が証明した場合は、その共済価額を損害額とします。

② 残存物取片付け費用共済金（費用共済金不担保特約を付した場合を除く。）

共済事故によって損害を受けたときの残存物取壊し・取片付け清掃・搬出に必要な費用を、損害共済金のほかにお支払いする共済金です。

③ 地震火災費用共済金（建物火災共済加入の場合で、費用共済金不担保特約を付した場合を除く。）

地震等の事故により建物等が半焼（損害割合が20%）以上又家具類については全焼（損害割合が80%）以上の損害を受けたときにお支払いする共済金です。

④ 特別費用共済金（火災等の事故による全焼の場合で、費用共済金不担保特約を付した場合を除く。）

火災事故によって加入物件が全焼した（損害割合が80%以上）とき、損害共済金のほかにお支払いする共済金です。

⑤ 損害防止費用共済金（費用共済金不担保特約を付した場合を除く。）

火災等の消火活動など損害の防止・軽減のために加入者が支出した費用を、損害共済金のほ

かにお支払いする共済金です。

⑥ 失火見舞費用共済金（費用共済金不担保特約を付した場合を除く。）

建物共済の共済金支払い対象の共済目的から発生した火災、破裂又は爆発により、第三者が所有する建物等に滅失、き損又は汚損（煙損害又は臭気付着による損害は除く。）が生じた場合に支払われる共済金です。

⑦ 臨時費用共済金（臨時費用担保特約を付した場合のみ）

臨時費用共済金は、加入申込みの際、建物火災共済又は建物総合共済に臨時費用担保特約を付する旨を申し出て、契約したときに損害共済金のほかにその損害に伴う臨時の費用に対して支払われる共済金です。その内訳として2つの共済金があります。

・臨時費用共済金

共済事故により、罹災された方が臨時に出費するであろう費用をお支払いする共済金です。

・死亡・後遺障害費用共済金

加入者及びその親族等が、火災等の事故によって死亡又は共済約款に定める後遺障害を被ったときにお支払いする共済金です。

(6) 支払共済金の分担

共済金の支払いにあたり、加入契約をいただいた建物等に補償内容を同じくする他の共済・保険契約があり、かつ、それぞれの契約の支払額合計が共済約款に定める支払限度額を超えるときは、損害の額にこの組合の支払責任額の当該合計額に対する割合を乗じて得た金額とします。ただし、他の共済関係等により支払われるべき共済金又は保険金の一部が支払われず、この共済関係による損害共済金との合計額が損害の額に満たないときは、この共済関係の支払責任額を限度に損害の額に満たない額を加えた金額とします。

なお、支払うこととなる損害共済金の額の全部又は一部が他の共済関係等から既に支払われている場合は、その額を差し引いた金額とします。

また、損害が2種以上の共済事故によって生じたときは、同種の共済事故による損害ごとに同様とします。

残存物片付け費用共済金、地震火災費用共済金、特別費用共済金、損害防止費用共済金、失火見舞費用共済金、臨時費用共済金も同様とします。

(7) 共済金をお支払いできない場合

共済責任期間中に発生した共済事故による損害であっても、次のような場合には共済金をお支払いできないことがありますのでご注意ください。

① 加入者又はその者の法定代理人（加入者が法人であるときは、その理事、取締役又は法人の業務を執行するその他の機関）の故意又は重大な過失

② 加入者と生計を共にする同居の親族の故意による損害（その親族が加入者に共済金を取得させる目的のなかった場合を除きます。）

③ 加入者以外の方が共済金を受け取る時は、その方の故意又は重大な過失により発生した損害。ただし、その方以外の方が受け取る額については除きます。

④ 共済事故発生時における加入物件の紛失・盗難による損害

⑤ 加入した建物等が本来持っている性質・欠陥による損害や自然消耗による損害

⑥ 戦争・革命・内乱及び暴動等による損害

⑦ 核燃料物質の放射性・爆発性等による損害

⑧ 地震、噴火、津波が直接または間接の原因となって発生した火災及び損害については、火災共済の支払い対象になりません。

⑨ 自然災害で損害を受けた場合、屋根・外壁等がビニール・合成樹脂板等の損害は除かれます。加えて、雪害による雨樋等の単独損害も除かれます。

⑩ 加入者が損害発生の通知を怠り、故意・重大な過失によって事実と反する通知をしたとき

⑪ 共済事故発生の際の調査を妨害したとき

⑫ 損害調査等に必要な書類を偽造・変造したとき

⑬ 加入者が損害防止義務の指示に従わなかったとき

⑭ 共済責任期間中の加入物件の用途・構造等の変更により、掛金を追加して納入しなければならなくなったときの、その追加共済掛金等の支払いを怠ったとき

- ⑮ 加入者が共済金の支払い請求手続きを3年間怠ったとき
- ⑯ 農作業場等に設置した穀物及び果樹等の保冷库、店舗内の冷暖房・防火設備、セキュリティシステム等で概ね50万円以上のものを加入する建物に含める場合は、加入申込みの際に申し出て下さい。申告がない場合はその設備に共済事故があっても、共済金を支払えません。
- (8) 共済責任期間中の異動通知
共済責任期間中に加入申込みのときと異なる次のような事実が発生した場合には、速やかに組合にご連絡願います。加入者がこの通知を怠ったときは、共済金をお支払いできない場合や、契約を解除しなければならない場合、契約が失効する場合がありますのでご注意ください。
なお、契約の解除・失効にあたっては、共済責任期間のうちまだ経過していない期間に対応する共済掛金を加入者に返還いたします。
- ① 加入した建物等について補償内容を同じくする他の共済・保険に加入したとき
- ② 加入した建物等を譲渡または解体するとき
- ③ 加入した建物等が共済事故以外の原因によって破損したとき
- ④ 加入した建物を増改築、構造の変更、15日以上にわたって修繕するとき
- ⑤ 加入した建物を30日以上空家・無人にするとき
- ⑥ 加入した建物等を他の場所に移転するとき。ただし、共済事故を避けるために他の場所に搬出したときの5日間については除きます。
- ⑦ 加入した建物等の用途を変更するとき
- ⑧ 加入した建物等についての危険が著しく増加したとき
- (9) 損害発生時の通知
建物等に損害が発生したときは、遅滞なく組合に事故発生時の通知をお願いします。
- (10) 損害防止等の義務
加入者は、加入契約した建物等について通常の管理・損害防止を行うとともに、事故が発生したときは、その防止・軽減に努めてください。これらの努めを怠ったときは、損害の額から防止・軽減できたと認められる額を差し引くことがあります。また、必要な処置について組合から指示することがあります。
- (11) 共済掛金等の追徴または返還
共済責任期間中に加入契約した建物等の用途及び構造が変更され、組合が必要と認めたときは、共済掛金等の追徴又は共済掛金の返還をすることがあります。
- (12) 加入できない物件等
- ① 空家・建築中の建物・キャバレー・ナイトクラブ・映画館・劇場・博覧会・その他遊技場など
- ② 貴金属・宝石・書画・骨董・絵画・彫刻・置物等で1点(組)の価額が30万円以上のもの、現金、営業用什器・備品、商品、商品券、自動車、共同アンテナなど
- (13) 告知義務違反による解除
加入の申込みに当たっては、損害の発生の可能性に関する重要な事項について組合が求めたものに事実の告知が必要です。告知をしなかったり、不実の告知をした場合には共済関係を解除する場合があります。当該解除権は解除の原因を知ったときから1ヵ月間行使しないときは、消滅します。
なお、加入申込みの承諾の当時に組合が事実の告知をせず又は不実の告知の事実を知り、又は過失によって知らなかったとき、組合のために共済関係の成立のための行為の媒介を行うことができる者が事実の告知を妨げたとき、又は共済媒介者が組合員に対し事実の告知又は不実の告知を勧めたときは、解除はできません。
- (14) 重大事由による解除
次の事由がある場合には、共済関係を解除する場合があります。
- ① 共済金の給付を目的として損害を生じさせ、又は生じさせようとしたとき
- ② 共済金の給付の請求について詐欺を行い、又は行おうとしたとき
- ③ 組合の組合員に対する信頼を損ない、共済関係の存続を困難とする重大な事由が生じたとき
- (15) 解除の効力
解除は将来に向ってのみ効力を有しますが、重大事由による解除の場合は解除までに発生した

共済事故による損害を、告知義務による解除の場合はその事由が生じたときから解除までに発生した共済事故による損害を、組合がてん補する責任は負いません。

(16) 共済関係の失効

共済目的の譲渡又は相続その他包括継承があったときは、建物共済の共済関係に関する権利義務を承継した場合を除き、その譲渡又は相続その他の包括継承があったときから共済関係の効力を失います。

また、共済目的が共済事故以外の事由により滅失したとき、その滅失したときから共済関係の効力を失います。

なお、組合員の責めによらない事由により、滅失した場合には、既に払い込みを受けた共済掛金の全部又は一部を返還します。

(17) 共済関係の消滅

組合員の資格を喪失したときは、その時の属する共済責任期間満了の時に、共済関係は消滅します。

また、共済事故による損害の額が共済価額の100分の80以上になったときに消滅します。

(18) 他人の所有する物を建物共済に付した場合

他人の物を管理する者が、損害賠償を目的に建物共済に付したときは、損害賠償請求権を有する所有者が共済金を請求する権利について先取特権を有する。債務の弁済又は所有者の承諾があれば、決められた範囲内で直接請求ができます。この場合、損害賠償請求権を有する所有者への譲り渡し、又は当該損害賠償請求権に関する差し押さえができます。

(19) 自動継続特約

組合員が申し出て組合がこれを承諾したときは、自動継続特約を付すことができます。共済責任期間満了の日の属する月の前月10日までに解除の意思表示がないときは、満了する共済関係と同一の内容で共済責任期間を1年とする共済関係で継続引受します。自動継続後の共済関係に係る共済掛金等は、継続前の共済責任期間の満了日までに払い込むものとします。

払い込み期限の翌日から起算して14日間を猶予期間とし、その期間内に払い込みがあった場合は、継続前の共済責任期間満了日の午後4時から共済責任といたします。ただし、この猶予期間内に共済事故が生じ、その期間内に共済掛金等が払い込まれていないときは、共済金を支払いません。また、猶予期間の末日までに払い込みがない場合は共済関係を解除いたします。

(20) 費用共済金不担保特約

組合員の申出により、残存物取片付け費用共済金、特別費用共済金、地震火災費用共済金、損害防止費用共済金、失火見舞費用共済金について、支払わない旨の特約をすることができます。

7. 農機具共済

農機具共済に加入している農機具に共済事故が発生し、損失が出たときに共済金を支払う事業です。

(1) 共済事故

共済事故は次のとおりです。

① 農機具火災共済

火災、落雷、物体の落下・飛来（ただし、その現象が建物及び建物の内部で発生したものを除きます。）、破裂、爆発、盗難による盗取・き損、鳥獣害、第三者行為による不可抗力のき損（以下「火災等による事故」という。）

② 農機具総合共済

- ・火災等による事故
- ・衝突、接触、墜落、転覆、異物の巻き込み
- ・台風、暴風雨、洪水等による風水害、雪崩等の雪害、土砂崩れ、崖崩れ、地滑り、その他これらの事故に類する自然災害（ただし、地震、噴火、津波を除きます。）による損害

③ 農機具更新共済

- ・火災等による事故
- ・衝突、接触、墜落、転覆、異物の巻き込み
- ・台風、暴風雨、洪水等による風水害、雪崩等の雪害、土砂崩れ、崖崩れ、地滑り、その他こ

これらの事故に類する自然災害（ただし、地震、噴火、津波を除きます。）による損害

- ・ 共済責任の終了又は満了に伴う経年減価による損害

(2) 共済責任期間の開始及び共済責任期間

① 農機具損害共済（農機具火災共済及び農機具総合共済）

共済責任期間は、組合が加入者から共済掛金等の払込みを受けた日（共済関係成立時の書面にこれと異なる共済責任期間の開始日が記載されているときはその日）の午後4時から始まりその期間は1年です。ただし、共済責任期間の始期を統一する必要があるときは、1年未満とすることができます。この場合の共済掛金等は、共済責任期間の月数に応じた係数を乗じて得た額となります。

② 農機具更新共済

共済責任期間は、組合が加入者から初回の共済掛金等の払込みを受けた日（共済関係成立時の書面にこれと異なる共済責任期間の開始日が記載されているときはその日）の午後4時から開始します。また、共済責任期間は、共済責任開始日の午後4時から末日の午後4時までとなっており、3年以上の期間であって、農機具の耐用年数から既に経過した年数を差し引いた年数の範囲内の期間となります。

翌年度以降の共済掛金等は、共済責任期間の開始月日に応答する日までに納入いただくこととなりますが、14日間の猶予期間（この猶予期間中に共済事故が発生した場合、支払う共済金から共済掛金等に相当する額を差し引くことになっております。）があります。この猶予期間を過ぎても共済掛金等の払込みがないときは、共済関係は失効し、共済事故が発生しても共済金が支払えないこととなります。

(3) 新調達価額

新調達価額とは、共済目的と同一の機種で、同一又は類似の性能を有する新規の農機具の価額で、市場における新品の小売価格になります。なお、農機具共済は未評価保険の為、引受時の新調達価額が事故時の審査で変わる場合があります。

(4) 共済金額

共済金額は、加入申込みのときに加入者が農機具1台ごとに申し出た金額ですが、その上限は2,000万円です。ただし、未使用の状態で購入した農機具にあっては新調達価額、中古購入農機具の場合は、購入価額若しくは農機具共済の基準による時価額のいずれか低い額が限度額となります。また、中古で購入した農機具は「付保割合条件付実損てん補特約」を付帯しなければ加入できません。

農機具更新共済に加入されている方で農機具の買い替え資金を積み立てるための減価共済金額は、共済金額を限度として加入されている農機具の経年減価額の範囲内で、加入者が申し出た金額です。

なお、共済関係の成立時に共済金額がその新調達価額を超えている場合には、善意でかつ重大な過失がなかったときは、その超過部分について、当該共済関係を取り消すことができます。また、共済関係の成立後に共済価額が著しく減少したときは、組合に対して、将来に向けて、共済金額の減額を請求することができます。

(5) 共済掛金等

共済掛金等は共済金額に共済掛金率等を乗じて得られた額で、加入申込みの承諾の通知に記載された払込期限までに組合に払い込んで下さい。

なお、共済関係の成立後に、てん補する損害の発生の可能性が著しく減少したときは、組合に対して、将来に向けて、共済掛金について、減額を請求することができます。また、共済関係の成立後に共済価額が著しく減少したときは、組合に対して、将来に向けて、その減少後の共済金額に対応する共済掛金に至るまでの減額を請求することができます。

(6) 共済掛金率

農機具総合共済において、「無事故割引・有事故割増料率制度」により、加入者の危険の程度（等級）に応じて農機具1台ごとに翌年の割引・割増の掛金率を設定します。

① 掛金率区分を10等級に設定し、基本等級である4等級から始まり、割引は等級が下がり、割増は等級が上がります。（はじめて加入する場合は基本等級が適用されます。）

② 2年間連続して無事故の場合、1等級割引となります。もし契約が途切れた場合は割引が適

用されないこともありますので注意して下さい。

- ③ 割増対象事故は、衝突、接触、墜落、転覆、異物の巻き込みとなります。
- ④ 割増対象事故1件につき共済金をお支払いした場合、次の契約から1等級割増となります。
- ⑤ 再加入いただく場合、継続期間に応じて前回の等級を引き継ぎます。
- ⑥ 責任期間が1年未満（短期）の加入で、責任期間中に割増事故が発生した場合、次回契約更新時の等級は上がりますが、無事故の場合は、等級は据え置きとなります。
- ⑦ 次回の等級は、事前に書面でお知らせします。

(7) 共済金の支払額

農機具共済に加入した農機具が、共済事故によって損害を被ったときには、次の共済金をお支払いします。なお、請求に必要な書類の作成費用については、加入者負担となります。

① 災害共済金

災害共済金とは、共済事故による損害に対してお支払いする共済金です。ただし、農機具損害共済の場合、同一共済責任期間における災害共済金の額の合計は共済金額に相当する金額を限度とします。

災害共済金を支払うべき損害の額は、農機具の新調達価額または共済金額のいずれか低い額を限度として、その損害の発生直前の状態に復旧するために必要な最低額によって定めます。

加入している共済金額が損害評価によって決定された新調達価額に満たない場合は、損害額に付保割合（新調達価額に対する共済金額の割合、付保割合条件付実損てん補特約を付した場合は新調達価額×約定割合に対する共済金額の割合）を掛けた額を災害共済金として計算し、お支払いいたします。

② 臨時費用共済金

臨時費用共済金は、災害共済金のほかにその損害に伴う臨時の費用に対して支払われる共済金です。その内訳として次の2つの共済金があります。

・臨時費用共済金

共済事故により、臨時に出費するであろう費用をお支払いする共済金です。支払われる額は、共済金額に損害割合（＝災害共済金の支払額/新調達価額）の10%を乗じて得た額となります。

・傷害費用共済金

加入者及びその親族等が、共済事故に直接起因し、30日以上入院加療が必要になったとき、又は死亡若しくは共済約款に定める後遺障害を被ったときにお支払いする共済金です。ただし、加入した農機具が農業用貨物自動車等の場合には、傷害費用共済金はお支払いできません。

(8) 復旧義務

共済事故により農機具が損害を被った場合、その農機具は事故発生の日から1年以内に復旧しなければなりません。また、復旧した事を証明する書面を組合に提出しなければなりません。

復旧しなかった場合には、災害共済金が時価損害額をもとに計算されます。

(9) 支払共済金の分担

災害共済金の支払いにあたり、加入契約をいただいた農機具に補償内容を同じくする他の共済・保険契約があり、かつ、それぞれの契約の支払額合計が共済約款に定める支払い限度額を超えるときは、損害の額にこの組合の支払責任額の当該合計額に対する割合を乗じて得た金額とします。ただし、他の共済関係等により支払われるべき共済金又は保険金の一部が支払われず、この共済関係による災害共済金との合計額が損害の額に満たないときは、この共済関係の支払責任額を限度に損害の額に満たない額を加えた金額とします。

なお、支払うこととなる災害共済金の額の全部又は一部が他の共済関係等から既に支払われている場合は、その額を差し引いた金額とします。

災害共済金にかかる臨時費用共済金も同様とします。

(10) 賠償金等

第三者行為により賠償金等を取得した場合は、その分を差し引いて災害共済金を支払います。

(11) 共済金をお支払いできない場合

共済責任期間中に発生した共済事故による損害であっても、次のような場合には共済金をお支払いできないことがありますのでご注意下さい。

- ① 加入者若しくはその者の法定代理人（加入者が法人であるときは、その理事、取締役又は法

人の業務を執行するその他の機関)又は運転者の故意若しくは重大な過失

- ② 加入者と生計を共にする同居の親族の故意による損害(その親族が加入者に共済金を取得させる目的のなかった場合を除きます。)
- ③ 加入者でない者が災害共済金の全部又は一部を受け取るべき場合においては、その者又はその者の法定代理人の故意又は重大な過失によって発生した損害
- ④ 農作業以外の使用目的による事故
- ⑤ 加入した農機具が本来持っている欠陥、摩滅、腐食、さび、その他の自然消耗によって生じた損害
- ⑥ 故障・凍結・消耗部品にのみ生じた損害
- ⑦ パンク修理
- ⑧ 作業目的物による損害
- ⑨ 被共済農機具から取りはずされて農機具上にない部分品、付属品もしくは機械器具に生じた損害
- ⑩ 燃料の劣化などによるキャブレター等の目詰り
- ⑪ 川、沼などからの給水による防除機の見詰り
- ⑫ 戦争・革命・内乱及び暴動等による損害
- ⑬ 核燃料物質の放射性・爆発性等による損害
- ⑭ 地震、噴火、津波(以下「地震等」といいます。)による損害

※地震等が直接又は間接の原因となって発生した火災についても共済金の支払い対象になりません。

- ⑮ 加入者が損害発生の通知を怠り、故意・重大な過失によって事実と異なる通知をしたとき
- ⑯ 共済事故発生の際の調査を妨害したとき
- ⑰ 損害調査等に必要書類を偽造・変造したとき
- ⑱ 加入者が損害防止義務の指示に従わなかったとき
- ⑲ 加入者が共済金の支払い請求手続きを事故日から3年間怠ったとき
- 損害の額が新調達価額の5%に満たない場合、又は損害の額(免責事項に該当する場合はその額を差し引いた残額)が1万円に満たない場合
- ⑳ 下記部品については、共済事故であっても、自然消耗との関連から部品単価に下記割合を乗じて得た額を損害の額としてお支払いします。なお、火災等、自然災害(落雷を含む。)による事故は除きます。

部 品 名	割合
ロータリー等の爪、ハローのレーキ(レベラ)、チェーンケースカバー、刈刃、カッターの刃、モアアのディスク、ヘーレーキ等のタイン、除雪機のオーガ、受網、チェーン、ホイール一体型タイヤ、溝切機・カルチベーター等の培土板(アッセンブリーを含む。)、あぜ塗機のディスクおよび上面ローラ(アッセンブリーを含む。)、ワイヤー類、ユニバーサル・ジョイント、プラウ・ソイラ等の刃、溝掘機のオーガ	5割
タイヤ、チューブ、クローラ、ロータリー等のゴムカバー、ベルト類、ホース類、ビニール製ダクト類、ゴムローラ類、ゴム製レーキ(レバ)	3割

- ㉑ 損害発生の通知並びに損害額見積書の提出が遅れた場合、農機具の型式等の相違があった場合、多重事故があった場合など、下記のような免責基準があります。

速報遅延	3ヵ月以上	10%	事故発生通知の早期提出、共済金の早期支払を目的に、速報の遅延したものに損害額の一部免責を適用する。「速報遅延」は事故発生の日から事故速報の提出のあった日までの期間による。
	6ヵ月以上	20%	
	1年以上	30%	
型式等の相違	3ヵ月未満	20%	「型式の相違」は買い替えから事故までの期間、誤認は責任開始から事故までの期間による。
	3ヵ月以上	30%	
多重事故	3回目	10%	更新共済において応答日から翌応答日までの1年間に同一加入者、同一機種が3回以上事故発生した場合の3回目以降の事故に対し免責を適用する。ただし、火災等、自然災害(落雷を含む。)による事故は除く。
	4回目	20%	
	5回目以降	30%	

その他の損害防止義務違反	10%	パイプハウス格納中の雪害 軒下放置中の雪害
	50%	定期点検における不良箇所の見落とし、調整間違い。（オイル漏れの見落とし、バッテリー配線の繋ぎ間違いなど）
	100%	車検切れ期間中に発生した特殊物件の事故

- ② 衝突、接触、墜落、転覆、異物の巻き込みによる過失責任のある共済事故については、損害の額から10%を差し引いた額を損害の額とします。
- ③ 損害部品が廃棄され、確認できないとき
- ④ ローターリー又は代掻きハローの事故の際、申込時にその記載がないとき (13)参照
- ⑤ 農機具損害共済で一共済責任期間内に同じ契約の農機具に複数の事故が発生した場合、お支払いできる災害共済金の合計額は共済金額までとなりますのでご注意ください。(18)①参照

(12) 修理見積書の提出

見積書は、加入者の方が修理業者に依頼して組合に提出していただくことが基本となります。提出された見積書はその内容を審査した結果、復旧する為に必要な最低額と認められないときは、減額される場合があります。なお、部品供給不能の場合であっても、その部品が供給できるものとみなした見積額により損害額を算定いたします。

(13) 付属装置

農機具の付属装置は、農機具共済加入申込書に共済目的とする旨を記載していないときは共済目的には含まれません。

トラクターを「付属装置あり」で加入する場合は、「トラクター本体、ロータリーおよび代掻きハロー」のセット加入であることを意味します。代掻きハローを所有していない場合や、ウイング式の代掻きハローを所有している場合は、事故の際の損害評価で新調達価額に変更が生じることがありますので、加入申込書や証券などの「付属装置」欄をご確認の上、訂正が必要な場合は予めお申し出願います。

(14) 告知義務違反による解除

加入の申込みに当たっては、損害の発生の可能性に関する重要な事項について組合が求めたものに事実の告知が必要です。告知をしなかったり、不実の告知をした場合には共済関係を解除する場合があります。当該解除権は解除の原因を知ったときから1ヵ月間行使しないときは、消滅します。

なお、加入申込みの承諾の当時に組合が事実の告知をせず又は不実の告知の事実を知り、又は過失によって知らなかったとき、組合のために共済関係の成立のための行為の媒介を行うことができる者が事実の告知を妨げたとき、又は共済媒介者が組合員に対し事実の告知又は不実の告知を勧めたときは、解除はできません。

(15) 重大事由による解除

次の事由がある場合には、共済関係を解除する場合があります。

- ① 共済金の給付を目的として損害を生じさせ、又は生じさせようとしたとき
- ② 共済金の給付の請求について詐欺を行い、又は行おうとしたとき
- ③ 組合の組合員に対する信頼を損ない、共済関係の存続を困難とする重大な事由が生じたとき

(16) 解除の効力

解除は将来に向ってのみ効力を有しますが、重大事由による解除の場合は解除までに発生した共済事故による損害を、告知義務による解除の場合はその事由が生じたときから解除までに発生した共済事故による損害を、組合がてん補する責任は負いません。

(17) 共済関係の失効

共済目的の譲渡又は相続その他包括継承があったときは、農機具共済の共済関係に関する権利義務を承継した場合を除き、その譲渡又は相続その他の包括継承があったときから共済関係の効力を失います。

また、共済目的が共済事故以外の事由により滅失したとき、その滅失したときから共済関係の効力を失います。

なお、組合員の責めによらない事由により、滅失した場合には、既に払い込みを受けた共済掛金の全部又は一部を返還します。

(18) 共済関係の消滅

組合員の資格を喪失したときは、その時の属する共済責任期間（更新共済にあつては、その時の属する共済掛金期間）の満了の時に、共済関係は消滅します。

共済事故による災害共済金の支払額、損害割合により、以下により共済関係が消滅します。

① 農機具損害共済

共済責任期間中であっても、支払われた災害共済金の合計額が共済金額に相当する金額になったとき、契約は消滅します。

② 農機具更新共済

共済責任期間中であっても、共済事故によって受けた損害割合が経年減価残存率以上となったとき、契約は消滅します。

この場合、災害共済金のほか約款に定める算式に基づき、積立部分の減価共済金もあわせて支払います。

(19) 共済責任期間中の異動通知

共済責任期間中に加入申込みのときと異なる次のような事実が発生した場合には、速やかに組合にご連絡願います。加入者がこの通知を怠ったときは、共済金をお支払いできない場合や、契約を解除しなければならない場合、契約が失効する場合がありますのでご注意ください。

なお、契約の解除・失効にあたっては、共済責任期間中のうちまだ経過していない期間に対応する共済掛金に係数を乗じて得た額を返還いたします。

① 加入した農機具について補償内容を同じくする他の共済・保険に加入したとき

② 加入した農機具を譲渡又は解体・廃棄するとき

③ 加入した農機具が共済事故以外の原因によって破損したとき

④ 加入した農機具の用途を変更したり、大きく改造したとき

⑤ 加入した農機具の格納・設置場所を変更するとき

⑥ 加入した農機具についての危険が著しく増加したとき

(20) 農機具の入れ替え

加入した農機具を責任期間中に更新するなど買い替えたときは、組合に連絡してください。

なお、正当な理由がなく連絡がない場合は、新たに購入した農機具について契約を継続できない場合や、損害額を減額する場合があります。

(21) 共済掛金等の追徴又は返還

共済責任期間中の異動通知があつた農機具について、組合が必要と認めたときは、共済掛金等の追徴又は共済掛金の返還をすることがあります。

(22) 損害発生のお知らせ

農機具に損害が発生したときは、遅滞なく組合に事故発生のお知らせをお願いします。

なお、事故発生のお知らせが正当な理由がないのに3ヵ月以上遅れた場合には、その遅れの程度に応じて損害額を減額することがあります。(11) ㉒参照

(23) 損害防止等の義務

加入者は、加入契約した農機具について通常の操作・管理・損害防止を行うとともに、事故が発生したときは、その防止・軽減に努めてください。これらの努めを怠ったときは、損害の額から防止・軽減できたと認められる額を差し引くことがあります。また、必要な処置について組合から指示することがあります。

(24) 他人の所有する農機具を農機具共済に付した場合

他人の農機具を管理する者が、損害賠償を目的に農機具損害共済に付したときは、損害賠償請求権を有する所有者が共済金を請求する権利について先取特権を有します。債務の弁済又は所有者の承諾があれば、決められた範囲内で直接請求ができます。この場合、損害賠償請求権を有する所有者への譲り渡し、又は当該損害賠償請求権に関する差し押さえができます。

(25) 自動継続特約

組合員が申し出て組合がこれを承諾したときは、自動継続特約を付すことができます。共済責任期間満了の日の属する月の前月10日までに解除の意思表示がないときは、満了する共済関

係と同一の内容で共済責任期間を1年とする共済関係で継続引受します。自動継続後の共済関係に係る共済掛金等は、継続前の共済責任期間の満了日までに払い込むものとします。

払い込み期限の翌日から起算して14日間を猶予期間とし、その期間内に払い込みがあった場合は、継続前の共済責任期間満了日の午後4時から共済責任といたします。ただし、この猶予期間内に共済事故が生じ、その期間内に共済掛金等が払い込まれていないときは、共済金を支払いません。また、猶予期間の末日までに払い込みがない場合は共済関係を解除いたします。

(平成23年4月調整)

※なお、4. 畑作物共済 (4) 共済金額の「注) 1kg (単位) 当たり共済金額は、過去の一定年間における平均価格を基に毎年、国から告示されます。原則として、最高額を採用しておりますが、組合員の申出により、選択が可能です。」については、山形県知事の認可のあった日から施行し、平成23年4月1日から適用するものとする。

庄内農業共済組合

〒998 - 0125 山形県酒田市広野字上割171番1

TEL 0234 - 91 - 1555 代) FAX0234 - 91 - 1560